

令和5年川南町教育委員会第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年9月21日(木) 午前9時30分～午前10時10分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本幹夫教育長、川添健一教育長職務代理者、
富山美津子委員、本多京子委員、椎木祐司委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、鈴木一成教育対策監、橋口実課長補佐、
今井妙学校教育係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和5年川南町教育委員会第9回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより本多京子委員を指名します。

○本多委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。9月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日に9月議会が開会され、5日から6日にかけて一般質問がありました。10日は国光原中学校の体育大会が行われました。14日には校長の中間ミーティングを教育長室で行いました。16日に唐瀬原中学校の文化祭がサンA川南文化ホールで行われました。久しぶりに文化ホールを使っの文化祭ということになりました。議会最終日が19日。本日が教育委員会定例会。明日は、教職員人事異動説明会が中部教育事務所で行われますので、対策監と共に行って参ります。午前中には、県交通安全啓発キャラバン隊が来庁されますので対応します。24日の軽トラ市は、17周年ということで国会議員などの来賓も来られるようです。27日は多賀小学校の支援訪問となっています。中部教育事務所からも来られますが、委員の皆様も参加をよろしくお願いいたします。28日は川南湿原保護委員会。29日はタウンミーティングとなっています。次に10月の予定となります。定例庁議が2日。町校長会が11日となっています。15日が小学校の運動会。19日に定例教育委員会と総合教育会議。25日には、川南小学校の視察訪問が計画されていますので、よろしくお

願います。私からは以上です。次に課長願います。

○課長

2 ページをお願いします。

1 番目は、町議会 9 月定例会が 9 月 19 日（火）に閉会しました。

一般会計補正予算として、教育課に係るものは、新中学校建設基本・実施設計業務委託契約解除賠償金（42,920 千円）、東小教室空調工事（1,290 千円）、通山小教室棟屋上防水工事（1,300 千円）、中学校トイレ改修工事（12,650 千円）、唐中技術室空調設置工事（6,500 千円）、図書館文化ホール複合施設指定管理料（8,470 千円）、川南湿原案内板（737 千円）などが議決されました。また、資料にはないのですが、内倉由美子氏の教育委員任命の人事同意が可決されました。10 月 2 日の午後に辞令交付式が開催されます。

2 番目は、唐瀬原中学校文化祭についてです。

9 月 16 日（土）午前 9 時 30 分より、サン A 川南文化ホールにて開催されました。

3 番目は、小学校運動会についてです。

10 月 15 日（日）開催の各小学校運動会については、記載のとおり各課長等の出席となっております。あわせて、町長及び副町長が各小学校を訪問されます。教育長及び教育委員の皆様の出席につきましては、前回御決定のとおりです。

以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監願います。

○教育対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

現在、本町の児童生徒数は 1190 名で、8 月から変更ありません。また、児童生徒の命に係る事故や問題等の報告は特にあがってきておりません。8 月 28 日の 2 学期始業の日の欠席者数は、小学校と中学校、合わせて 57 名でした。フロンティアルームの通室状況は 5 名です。

次に教職員の状況についてですが、「8 月以降から現在まで、交通違反や交通事故の報告はなし」としてはありますが、訂正がございます。先週 9 月 16 日土曜日に、川南小学校の〇〇〇〇教諭がもらい事故に遭っております。宮崎市内のコインパーキング駐車場に車を停車したところ、右隣に停めてあった車がパーキング駐車場から出る際にハンドル操作を誤り、〇〇〇〇教諭の車の前方バンパーに接触したものでございます。

これまでの行事ですが、お手元の資料に掲載されているとおりです。今後の行事ですが、9 月 27 日に多賀小学校支援訪問、10 月 11 日に校長会、15 日に小学校の運動会、19 日に教育委員会定例会の後、総合教育会議、25 日に川南小学校の視察訪問、10 月 31 日から 11 月 2 日まで就学時健康診断がそれぞれ予定されています。

その他でございます。まず、学校訪問の計画についてであります。先ほどの今後の行事のところ述べてましたとおり、学校支援訪問につきましては、先ほどしおりを配付させていただきましたが、9 月 27 日に多賀小学校が計画されております。当日、教育委員の皆様には、朝 7 時 30 分に集合していただきます。当日は校長先生の学校経営方針

を伺った後、授業参観をしていただきます。したがって、委員の皆様は午前中のみ
の参加になります。また、10月25日の川南小学校、11月8日の山本小学校につ
きましては、本年度は視察訪問になります。教育委員の皆様には学校に11時頃来校
いただき、5校時の授業参観、給食・清掃参観、意見交換が計画されております。

最後になりますが、英検の中学校3年生の受験申込み状況は、お手元の資料に掲載
しているとおりでございます。以上であります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○本多委員

9月議会の報告で中学校のトイレ改修工事費が計上されていましたが、両中学校の分
ですか。

○課長

両中学校の改修を予定しています。まずは、体育館のトイレをすべて洋式化にと考え
ています。その後、教室に付随する箇所は、使用状況、学校の考え方をお聞きした上で、
着手可能なところから始めたいと考えています。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○富山委員

英語検定は、すべての生徒が申し込んでいますか。

○今井係長

今回の報告分は、中学校3年生になりますが、長く学校に来ていない生徒の分は含ま
れていません。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

唐瀬原中学校の文化祭はどのような状況でしたか。

○教育長

4年振りに文化ホールでの開催ということで、大変盛り上がっていました。なかなか
あの舞台に立つ機会のない子ども達にとっては、いい経験ができたのではないかと思
います。今後も、可能な限り文化ホールを使用してほしいものだったところでした。
その他質疑はありません。

○本多委員

2学期始業式の欠席者が57名とありましたが、欠席の理由は把握されていますか。

○対策監

この57名の内、病欠が29名、1学期から不登校気味だったものが15名、出停が
3名、その他が10名となっています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告

及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」提案理由を御説明いたします。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号から第9号までの「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏について〇〇〇学校任用職員の休職を内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和5年12月31日までです。

3件目は、〇〇〇〇氏について〇〇〇学校任用職員の退職を内申するものです。退職希望日は、令和5年8月31日です。

専決第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

専決第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏について〇〇〇学校任用職員の休職を内申するものです。期間は、令和5年9月17日から令和5年12月31日までです。

専決第4号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月2日から令和6年3月31日までです。

専決第5号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和5年12月24日までです。

3件目は、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月27日から令和6年3月31日までです。

専決第6号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令

和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

専決第7号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

専決第8号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏について〇〇〇学校任用職員の育児休業の承認を内申するものです。期間は、令和5年10月12日から令和7年3月31日までです。

2件目及び3件目は、〇〇〇〇氏について〇〇〇学校臨時的任用職員の退職を退職希望日、令和5年10月11日で内申し、令和5年10月12日から令和6年3月31日までで〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

専決第9号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。期間は、令和5年10月1日から令和5年12月31日までです。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

任用期間が10月1日から3月31日が多いようですが、更新ということになりますか。

○教育長

臨時的任用職員は、半年ごとの任用となりますので、後期分の更新内申です。その他質疑はありませんか。

「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、議案第1号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「就学学校指定変更申請の承諾について」提案理由を御説明いたします。議案第1号は、川南町通学区域規則第4条の規定に基づき申請のあった就学学校指定変更申請を承諾するものです。就学学校指定変更申請書は、15ページのとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

校区境に居住しているということですか。

○今井係長

今後、引っ越してくる予定です。校区境というわけではありませんが、通学距離を比べたときに、指定校より希望校の方が短いようです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり可決されました。日程第6、議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」提案理由を御説明いたします。

議案第2号は、川南町通学区域規則の一部を改正するもので、第4条の通学区域以外にある学校を就学すべき学校として指定を受けようとするときに、教育委員会が可否判断の基準となる別表第2を新旧対照表のとおり改正するものです。改正の内容といたしましては、項目を細分化するとともに特別支援学級及び部活動を項目に追加しております。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

部活動の項目で、許可期間は卒業までになっていますが、途中で退部した場合は、原則、指定中学校へ戻ることとする。とあります。転校しないといけないのですか。

○教育長

3年間は部活動を続ける意思があるかを本人、保護者に確認して許可を出すこととなるため、このように規定しています。しかし、思い通りにはいかないこともあるでしょうから、ただし書きのとおり、教育委員会が認める場合はこの限りではない、としていますので、強制的に転校させることはありません。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正につ

いて」は、原案のとおり可決されました。日程第7、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長補佐

通学区域以外にある学校を就学すべき学校として指定を受けようとするときは、教育委員会定例会に諮り、決定していただく案件ですが、第2号議案で御決定いただきましたとおり、可否判断基準を細分化し、新たな項目も追加しましたので、判断基準が明確化されたと思います。そこで、明らかに別表第2に記載されている理由の場合は、専決処分を行い、定例会に報告する形をとらせていただいでよろしいでしょうか。

○教育長

ただいまの提案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○教育長

それでは、提案のとおりとさせていただきます。

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、10月19日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、10月19日木曜日午前9時から定例会を行うことに決定しました。これで、令和5年第9回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和5年10月19日

川南町教育委員会 教育長 坂本幹夫

川南町教育委員会 教育委員 本多京子